2020 年 6 月 18 日（第 1 版）

機械器具　３２　医療用吸引器

管理医療機器　　歯科用吸引装置ポンプ　　JMDN　70727000　　認証番号　230AGBZX00022A01

セントラルバキューム　ＴＥＣＯ－Ｄｅｍａｃ２．０

【警告】

①　付き添いの幼児や子供を診療中の周辺へ立ち入らせないこと。

②　患者が機器に触れたり、各操作スイッチなどに触れたりしないように、常に患者から目を離さないこと。

③　患者及び使用者の手。指、身体の一部を機器の可動部や周辺に近寄せないこと。

【禁忌・禁止】

①　本製品は、電磁妨害波が存在する環境下では誤動作を起こす可能性があり、通信設備、エレベータなどの電磁波を発生させる機器の周辺に設置しないこと。
又、本製品の周辺では携帯電話機などの電磁波を発生させる機器を使用しないこと。

【形状･構造及び原理等】

１）形状

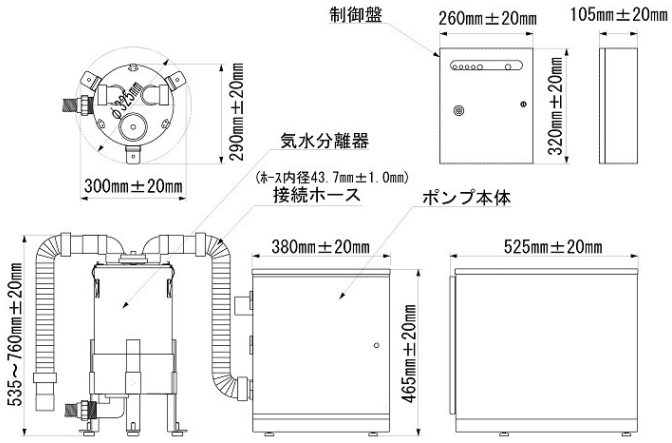

２）構造ブロック図

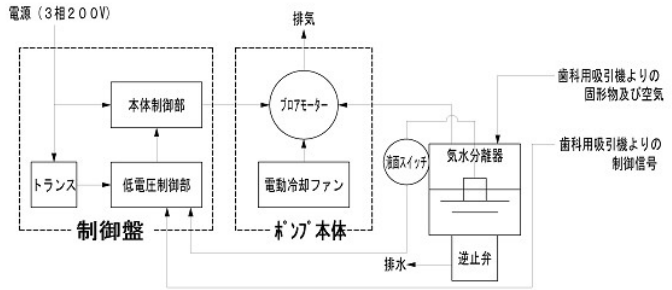

３）原理

ブロアーモーターの回転により吸引を発生し、その吸引圧により汚物・汚水を吸引し気水分離器にて固体（液体も含む）と気体に分け、気体のみブロアーモーターにて排気され固体は気水分離器内に溜まる。気水分離器が満杯になる前に液面センサーで感知されブロアーモーターを停止する構造である

４）性能

定格電圧：　交流三相２００V
周波数　：　５０／６０Hz
定格電流：　５．０／６．５Ａ
空気吸引量：　１５０±３０　　Ｌ／min
吸引圧力：　　－２０±２．０　ｋＰａ
機器のタイプ：口腔内セントラル方式

【使用目的又は効果】

歯科治療中に口腔から発生する水、血液、唾液若しくは砕片を吸引除去すること。

【使用方法等】

１）設置方法

詳細については設置マニュアルをご使用前に必ずお読み下さい。

２）組立方法

詳細については設置マニュアルをご使用前に必ずお読み下さい。

３）使用方法

１〕使用前

設備側、電源スイッチを ON（入）にして表示灯を確認する。

２〕使用中

①　術者が診療室から操作スイッチをＯＮ（入）にすると電動機が回転して吸引圧が生じバキュームチップより吸引される。

②　バキュームチップを治療する患者の口腔内に入れ、治療時に発生する口腔内の汚物（血液、唾液）と粉塵を吸引する。

③　使用を中止するときは操作スイッチを OFF（切）にすると電動機が停止し吸引圧も停止する。

３〕使用後

①　施術後、操作スイッチを再び ON（入）にしてバキュームチップから洗浄液や水を吸引させ、管路及び気水分離器内の吸引された汚水を洗い流し吸引効果を良好に保つ。

②　設備側、電源スイッチを OFF（切）にする。

【使用上の注意】

詳細については、取扱説明書をご使用前に必ずお読みください。

１）　熟練した者以外は機器を使用しないこと。

２）　機器を設置するときには、次の事項に注意すること。

①　水のかからない場所に設置すること。

②　気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分など含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場所に設置すること。

③　傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）など安定状態に注意すること。

④　化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に設置しないこと。

⑤　電源の周波数と電圧及び許容電流値（又は消費電力）に注意すること。

⑥　アースを正しく接続すること。

３）機器を使用する前に次の事項に注意すること。

①　スイッチの接触状況、極性、ダイヤル設定、メーター類などの点検を行い、機器が正確に作動することを確認すること。

②　アースが完全に接続されていることを確認すること。

③　すべてのコードの接続が正確でかつ完全であることを確認すること。

④　機器の併用は正確な診断を誤らせたり、危険を起こす恐れがあるので十分注意すること。

取扱説明書を必ずご参照ください。

４）機器の使用中は次の事項に注意すること。
① 診断、治療に必要な時間・量をこえないように注意すること。
② 機器全般及び患者の異常のないことを絶えず監視すること。
③ 機器及び患者に異常が発見された場合には、患者に安全な状態で機器の作動を止めるなど適切な処置を講ずること。
④ 機器に患者がふれることのないよう注意すること。
５）機器の使用後は次の事項に注意すること。
① 定められた手順により操作スイッチ、ダイヤルなどを使用前の状態に戻したのち、電源を切ること。
② コード類のとりはずしに際してはコードを持って引き抜くなど無理な力をかけないこと。
③ 付属品、コード、導子などは清浄にしたのち整理してまとめておくこと。
④ 機器は次回の使用に支障のないよう必ず清浄しておくこと。
６）故障したときは勝手にいじらず適切な表示を行ない、修理は専門家にまかせること。
７）機器は改造しないこと。
８）併用するバキュームチップは静音タイプを使用すること。

【保管方法及び有効期間等】
１）保管（設置）方法
保管場所については次の事項に注意すること。
① 水のかからない場所に保管すること。
② 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場に保管すること。
③ 傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）など安定状態に注意すること。
④ 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。
＊２）動作保証条件
・温度　１０～４０　℃
・湿度　３０～７５　％
・気圧　７００～１０６０　ｈPa

３）耐用期間
製造の日から、正規の保守点検を行った場合に限り10年間とする。［自己認証（当社データ）による］

【保守・点検に係わる事項】
１）詳細については取扱説明書の保守点検の項をご使用前に必ずお読み下さい。
２） 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。
３） しばらく使用しなかった機器を再使用するときには使用する前に必ず機器が正常にかつ安全に作動することを確認すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
製造販売業者名：　株式会社ＡＬＶＡＣ
住所　：　〒４８６－０８１７
愛知県春日井市東野町５丁目１６番地３
電話番号　：　０５６８－９７－８１２８
ファックス　：　０５６８－９７－８１２８
ホームページ　：　http://www.alvac.jp
製造業者名　：　株式会社ＡＬＶＡＣ

取扱説明書を必ずご参照ください。